

令和 7 年度 立川市既存住宅断熱改修費補助金のご案内

- 家庭部門の二酸化炭素排出量の削減と環境における地域内経済循環につなげるため、立川市内の既存住宅の所有者が、市内事業者に発注する断熱改修工事について一部を補助します。
- 既に工事中、工事済の場合は申請できません。

断熱改修のメリット

- ✓ 省エネ性能の向上
- ✓ 快適な室温を保つ
- ✓ 結露対策もできる
- ✓ 防音性の向上

■対象工事・補助金額

対象工事	補助金額
市内事業者が発注する 窓・ドアの断熱建材への改修	対象工事費の 1/2 以内（1,000 円未満切り捨て） ※上限 50,000 円
市内事業者が発注する 外壁・天井・床の断熱材への改修	

■補助対象住宅の要件

対象住宅の種類	申請できるかた（要件）
戸建て住宅	補助対象住宅の 所有者 で、次の要件の全てを満たしていること。 1. 市税（住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）等を滞納していないこと。 2. 補助対象住宅の 所有者全員の同意 があること。 3. 同一の補助対象住宅について同一の補助金の交付を受けていないこと。 4. 令和 8 年 2 月 28 日（土）までに工事を完了 すること。 5. 区分所有者の方は、集合住宅等における規約等に違反しないこと。
店舗等との併用住宅 （居住面積が建物全体の 延べ床面積の 1/2 以上）	
集合住宅	

■申請方法

○申請窓口：市役所 2 階 79 番窓口 環境政策課

○申請開始：令和 7 年 6 月 2 日（月）

※令和 7 年度の予算（1,500,000 円）に達し次第、受付終了となります。

※代理の方が手続きする場合は、**手続き代行者選任届**が必要です。

※申請の際は、申請者のご印鑑をお持ちください。

■注意事項

○対象住宅は、**既存住宅**となります。

○提出書類に不備や不足があった場合は、受付できません。

○対象住宅 1 件につき、1 回限りの申請となります。

○【施工前】【施工中】【施工後】の写真が必要となりますので、撮影をお願いします。

■申請に必要な書類

必要書類	チェック
交付申請時	
既存住宅断熱改修費補助金交付申請書（第 1 号様式）	
① 補助対象工事に係る見積書、カタログ（対象製品の概要及び仕様等により断熱に資する製品であることを示すページ）またはその写し	
② 補助対象工事の内容及び全体概要を確認できる書類（対象住宅の平面図等に工事箇所を示したもの）	
③ 申請者以外に対象住宅の所有者がいる場合は、所有者全員の既存住宅断熱改修費補助事業工事施工同意書（第 2 号様式）	
④ 市税等に滞納がないことを確認できる書類（完納証明等） ※公簿等で確認できる場合は提出不要	
⑤ 区分所有者の方は、改修工事について、集会の決議等を得たことが確認できる書類	
⑥ その他市長が必要と認める書類	
完了報告時	
既存住宅断熱改修費補助事業工事完了報告書（第 8 号様式）	
① 補助対象工事に係る契約書の写し	
② 補助対象工事費用の支払いに係る領収書の写し	
③ 補助対象工事の【施工前】【施工中】【施工後】の住宅のカラー写真	
④ その他市長が必要と認める書類	

■申請手続きの流れ

① 事業者から断熱改修工事の見積りを取る

市内に事業所等を有する民間事業者に依頼してください。



② 交付申請に必要な書類を揃える

「■申請に必要な書類」の**交付申請時**に記載された書類をご確認ください。



③ 市役所環境政策課窓口申請する

申請後、交付申請書の審査を行います。（2 週間～1 か月程度）



④ 交付決定通知が届く

交付決定以降に工事を着工してください。
工事の内容に変更が生じる場合は、必ず環境政策課へご連絡ください。



⑤ 断熱改修工事完了

令和 8 年 2 月 28 日までに完了してください。



⑥ 完了報告に必要な書類を揃える

「■申請に必要な書類」の**完了報告時**に記載された書類をご確認ください。



⑦ 市役所環境政策課へ完了報告書類を提出



⑧ 補助金確定通知書が届く

既存住宅断熱改修費補助金交付請求書（第 10 号様式）を同封しますので、ご提出ください。



⑨ 指定口座へ補助金をお支払い

申請窓口・問合せ先

立川市役所環境資源循環部環境政策課 ゼロカーボン推進係（市役所 2 階 79 番窓口）
〒190-8666 立川市泉町 1156-9 ☎042（523）2111（内線 2243）